

# モビリティロボットに関する国への規制緩和の取組

要望形態		要望時期	要望内容	結果
構造改革特区	第16次提案	2009年11月	特区認定要望	○
	第21次提案	2012年2月	保安要員の撤廃	×
			歩行者等とロボットの通行場所の境界表示撤廃	○
			運転免許の所持不要	×
			夜間走行時の前照灯の基準緩和	—
			横断歩道の通行	○
国際戦略総合特区		2012年秋	保安要員の撤廃	×
構造改革特区	第24次提案	2013年11月	保安要員の撤廃	×
国際戦略総合特区		2014年春	保安要員の撤廃	△ (保安要員の ロボット搭乗可)
企業実証特例制度		2015年	民間企業の新事業活動における事業の実施	○
国家戦略特区		2015年10月	路側帯の通行	×
			歩車道非分離空間の通行	×
			操縦者(無人)の要件緩和	×
			安全運転(ハンドル・ブレーキ等の操作)の義務の緩和	×
			運転者の遵守事項 (運転車の離車両時の原動機の停止等)の緩和	×
個別相談		2017年4月	電動車いすの基準緩和	—
		2018年3月	走行場所の拡大 (自転車以外の車両通行止めの交通規制が実施されている道路)	○

## 結果

○: 要望通りの規制緩和が実現したもの。

△: 要望通りではないが、一部規制緩和が実現したもの。

×: 規制緩和が実現しなかったもの。

—: 現行法で対応可能であったもの。